

第2章 上位・関連計画の整理

1. 本計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定により策定する、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画であり、同法第 82 条の規定により、本市の都市計画に関する基本的な方針である「下松市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。

そのため、本計画は本市の最上位計画である「下松市総合計画（基本構想・基本計画）」や、県が定める「周南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、「下松市都市計画マスタープラン」との調和を図っています。

また、本計画に掲げる施策を進めていくに当たっては、本市におけるその他の計画・方針等との整合・連携を図るものとします。

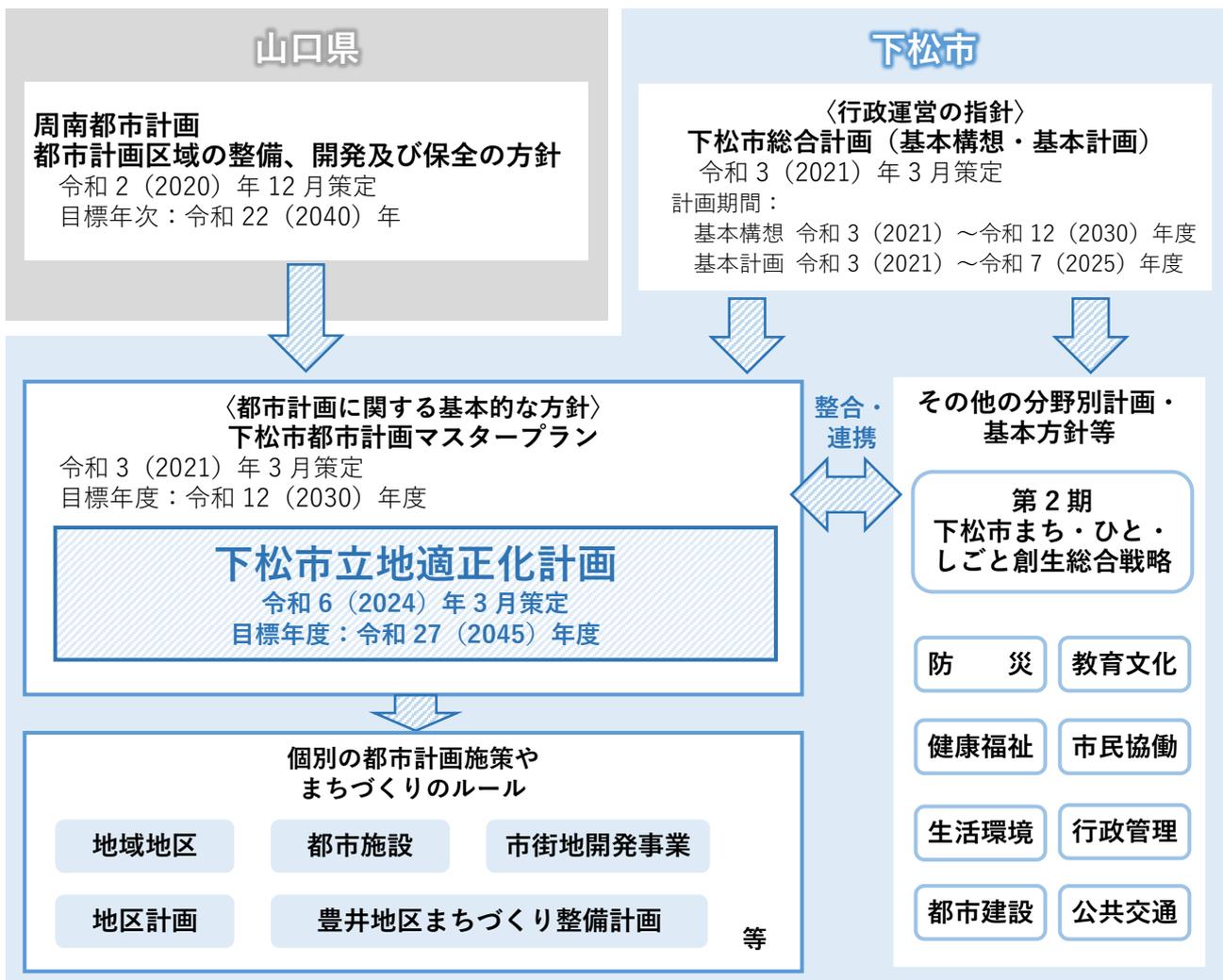


図 本計画の位置づけ

2. 上位計画及び関連計画

上位計画及び関連計画のうち、基本理念や都市づくりに関連する方針を整理します。

※本計画との主な関連事項については、**青色・太文字**で表記します

(1) 上位計画

① 周南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【策定年月】令和2（2020）年12月 【目標年次】令和22（2040）年

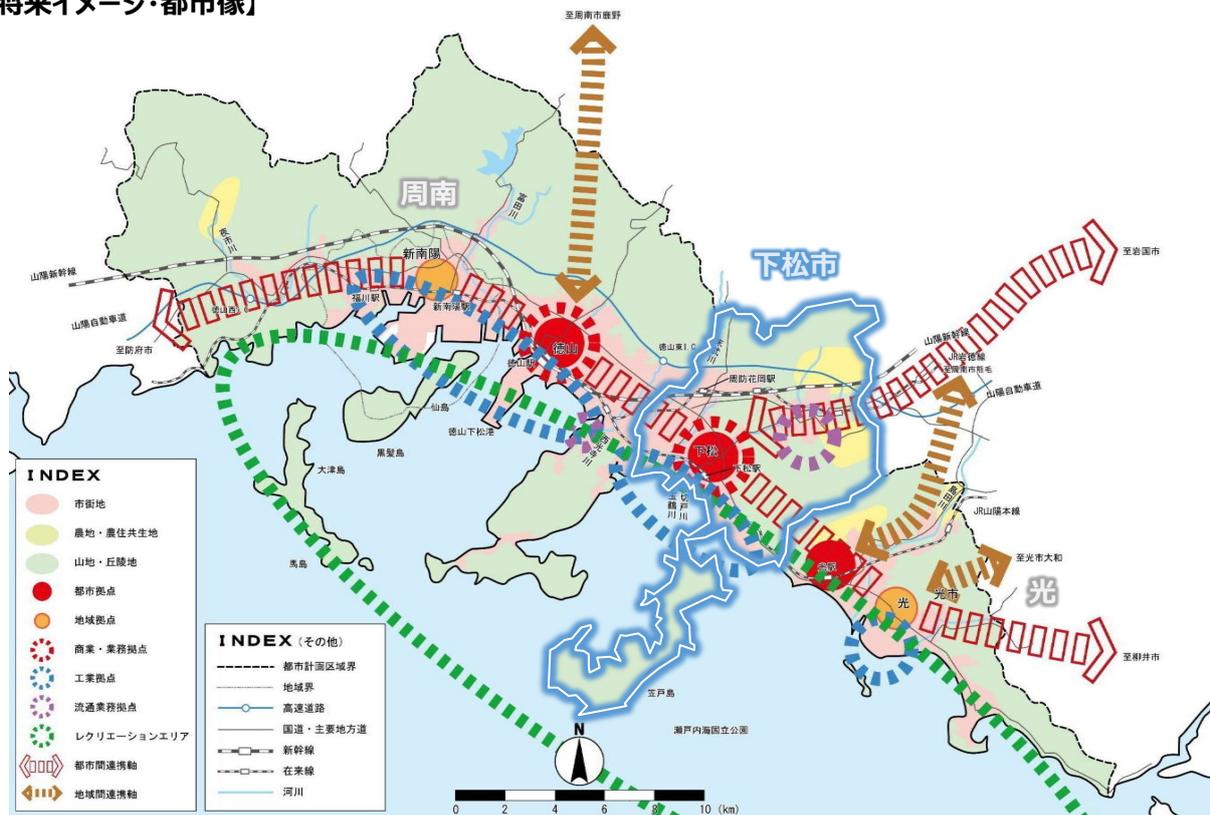
【計画区域】周南都市計画区域：下松市、光市及び周南市の3市で構成

【基本理念】

人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれるにぎわい都市づくり

- 都市毎の個性を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める
- 臨海部の都市が一体となった中心市街地の活性化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設を活用することで、中心市街地の再構築を行う
- **郊外部での市街地拡大を抑制するとともに、立地適正化計画に基づき都市機能等を誘導し、中心市街地の拠点性を高めることで、持続可能な集約型の都市づくりを進める**
- **ユニバーサルデザインに配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める**
- 臨海部の都市間交流や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、**都市毎の個性を活かした活力ある都市づくりを進める**
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、**協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める**

【将来イメージ・都市像】



【都市づくりに特に関連する方針】

《商業・業務地》

- 交通結節点となる下松駅は、交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図り、活力と魅力ある拠点の形成に努める
- 市役所などの行政施設を中心に地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能の立地誘導を推進
- 県道下松新南陽線や国道 188 号などの沿道の商業地については、周辺の住宅地に配慮した良好な市街地環境や沿道環境を維持・形成し、日常的な生活利便性の向上を図る

《住宅地》

- 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地は、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進
- 郊外部に多くある比較的規模の大きい住宅地については、恵まれた自然環境を活かして、これらを重視する世帯の転入を推進し、残存する空地は農地への活用や緑地化を推進
- 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地の再生によるまちなか居住を推進

《都市施設》

- 立地適正化計画を活用し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導とそれと連携した公共交通ネットワークの形成を図る
- 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備するとともに、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る

《市街地開発》

- 道路、下水道、公園等の都市機能の整備を推進
- 地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める
- 豊井地区については、「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき市街地環境の整備を図る

《自然的環境》

- 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進
- 下松スポーツ公園等の大規模な都市公園を子どもからお年寄りまで全ての人々が集える都市のレクリエーション拠点として保全・充実を図る
- 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を推進

《景観》

- 山口県景観形成基本方針及び市の景観計画に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進

《都市防災》

- 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を推進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む
- 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す

出典：山口県「周南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和2（2020）年12月）」

②下松市総合計画		
【策定年月】令和3（2021）年3月 【計画期間】基本構想 令和3（2021）～令和12（2030）年度 基本計画 令和3（2021）～令和7（2025）年度		
【基本理念】	自立と個性の発揮 「もの」と「心」の調和	市民参加と協働の推進 柔軟性と先見性の向上
【将来イメージ・都市像】 都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち		
<p>・都市を舞台とした様々な活動の中で、人やもの、情報の動き、連携・交流の方向を集約したものを「都市の活動軸」と位置づける</p> <p>・この4つの活動軸の構成は、「K+S」の文字の合成のように見えることから、「K S（くだまつスター）構造」と呼ぶ</p>	<p>○ 都市の活動軸 〓 シンボルラインゾーン 1. 住宅ゾーン 2. 工業・流通ゾーン 3. 田園・林野ゾーン ● 地区拠点核 ▨ 広域的な連携方向 ▨ 機能上の補充・連携関係</p>	
<p>「KS構造」</p>		
【都市づくりに特に関連する方針】		
《計画的な土地利用》		
<ul style="list-style-type: none"> ● 「下松市都市計画マスタープラン」に沿った「シンボルライン」への広域的な都市機能の集積等によるコンパクトな市街地形成 ● 周辺の農地や山林の適切な保全と合わせ、土地利用の計画的誘導を図る ● 豊井地区など新たなエリアでの総合的な都市環境整備、宅地開発の適正な誘導や産業振興のための用地確保、笠戸島・米川地区の振興に必要な土地利用の誘導策などを推進 		
《都市基盤の整備・管理》		
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民生活や産業活動等の基盤となる道路や港湾、上下水道等の都市施設について、効率的・効果的な整備と維持管理を推進 		
《居住環境の整備》		
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進展などに伴い、公共交通機関の重要性が高まることから、そのあり方を時代環境や地域の特性に合わせて検討し、自動車利用と共存したシステムにより、利便性の維持・向上を推進 ● 計画的な森林・緑地の保全や防災拠点機能にも配慮した公園空間の整備と維持管理を推進 ● 都市景観の向上に向けた誘導策を講じるなどにより、都市の快適性を高める 		

出典：下松市「下松市総合計画（令和3（2021）年3月）」

③ 下松市都市計画マスタープラン

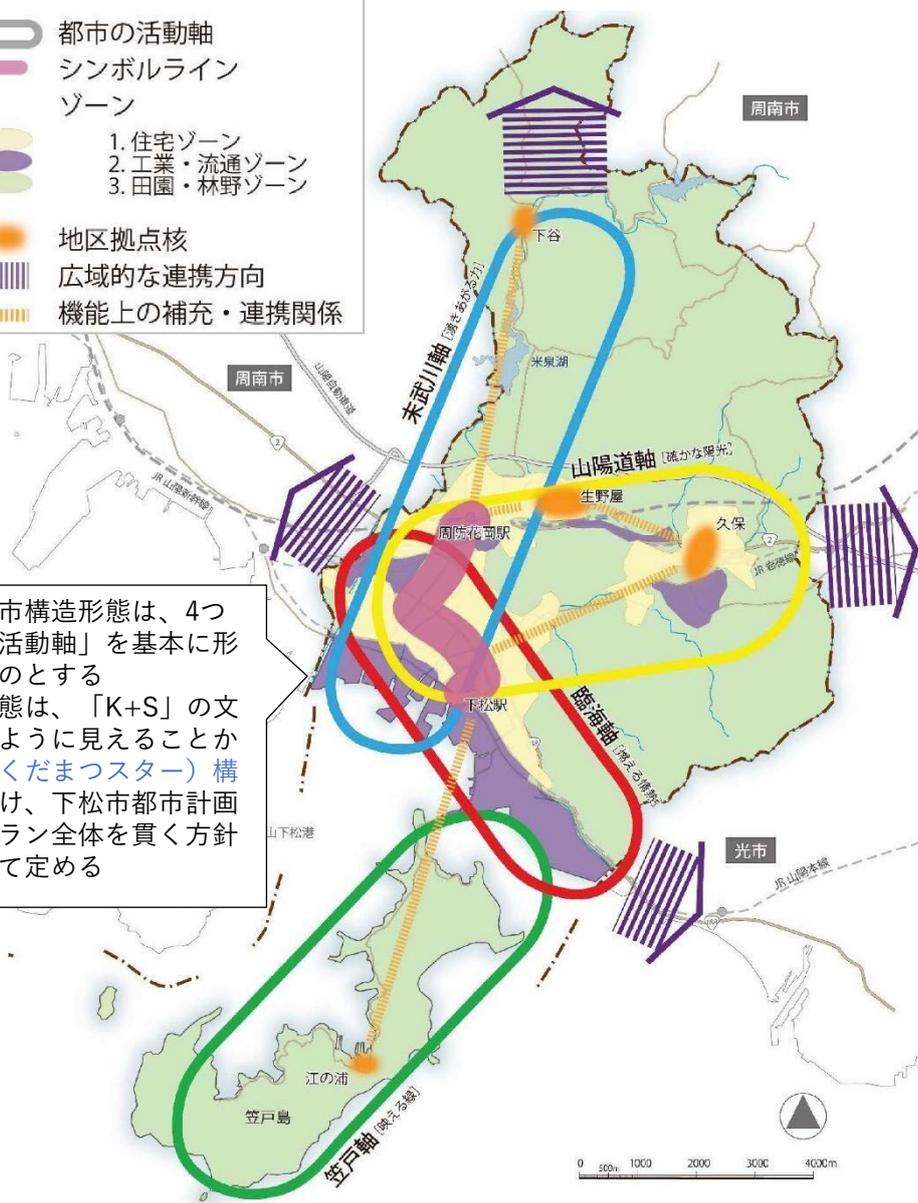
【策定年月】令和3（2021）年3月 【目標年度】令和12（2030）年度

【将来都市像（理念）】

「美・優・活」都 くだまつ —『星ふるまち』確かな明日へ—

「美」美しい都市 「優」人にやさしく環境にやさしい都市 「活」活力が湧きあがり続けるまち

【将来イメージ・都市像】



・下松市の都市構造形態は、4つの「都市の活動軸」を基本に形成されるものとする
 ・この構造形態は、「K+S」の文字の合成のように見えることから「KS（くだまつスター）構造」と名付け、下松市都市計画マスタープラン全体を貫く方針の基本として定める

臨海軸	経済発展の基礎となつた力を新しい時代の活力に変え、経済、行政、文化、教育等の中心的機能を担う軸
山陽道軸	歴史性も活かした環境と都市の成長を先導し、生活の場であると同時に流通、農業、製造業等の複合的な産業展開の軸
末武川軸	様々な新しい経済活動や交流活動が生まれ育つ「若さ」が躍動する軸
笠戸軸	自然環境を良好に保全しながら、造船や水産業、広域的観光・レクリエーションの展開を通じた活性化を図る軸

【都市づくりに特に関連する方針】

《市街地の範囲》

- 将来の市街地の範囲は、4つの「都市の活動軸」に含まれる範囲内のうち、特に臨海軸と山陽道軸の中で、現行の市街化区域を基本とし、原則として拡大は行わない
- シンボルラインを中心とした機能集約型の効率性の高い市街地形成を目指す

《交通施設》

- 広域交通動線機能の充実
- 「都市の活動軸」に沿う動線の強化
- シンボルライン上の交通軸機能強化
- 市内地域間の移動自由度の向上
- 公共交通の確保・充実と活用
- 自転車・歩行者交通環境の向上

《公園緑地》

- みどりの「葉」づくり 地域力を活かし、質の高いみどりをみんなで増やす（みどり・花にあふれたまちづくり等）
- みどりの「枝」づくり 公園・緑地空間を守り、創る（都市公園の整備、公園緑地の整備）
- みどりの「幹」づくり 市を構成し、骨格となる大規模なみどりを守り、活かす（山林の活用・保全等）
- みどりの「根」づくり みどりを愛し、育てる意識をみんなが持つ（みどりの普及、市民参加の促進）

《下水道》

- 公共下水道の整備
- 施設の計画的維持管理

《自然環境》

- 自然環境の保全と創出
- 良好な都市環境をつくる「心」の育成
- うるおいある都市環境づくり（安全で快適な市街地環境づくり、文化性の高い個性的な都市づくり、自然と共生する環境づくり）

《都市景観》

- 景観形成のルールづくり
- 景観まちづくりへの市民力の向上
- 景観資源の保全・活用

《都市防災》

- 災害に強い都市構造の形成（道路ネットワークの強化、公園等防災拠点の機能確保、災害危険区域の指定等）
- 都市の耐震性の向上（建築物・ライフライン施設の耐震化、交通施設の耐震性確保等）
- 避難予防対策（避難場所・避難経路の確保）
- 防災に係る体制整備（防災組織活動の促進、災害情報体制・災害応急体制の整備等）

《福祉環境》

- 公共空間のバリアフリー化
- 福祉の拠点機能の整備
- 住宅・民間建築物のバリアフリー化

出典：下松市「下松市都市計画マスタープラン（令和3（2021）年3月）」

(2) 関連計画

① 下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略
【策定年月】 令和2（2020）年3月 【計画期間】 令和2（2020）～令和6（2024）年度
【将来都市像・基本目標】
都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活かした魅力ある「しごと」を創生する ● 若い世代の希望をかなえるとともに くだまつに誇りと愛着を感じる「ひと」を創生する ● 生涯にわたり健康で安全・安心に暮らしを続け 誰もが住みよさを実感できる「まち」を創生する
【都市づくりに特に関連する方針】
《基本的方向》
<ul style="list-style-type: none"> ● 「コンパクトにまとまったまち」の利点を活かし、充実した都市基盤の整備を行うことで、住民や来訪者に「便利なまち」と実感してもらえるまちづくり ● 誰もが快適な生活環境の中で、生涯にわたり心も体も健康で幸せに暮らし続けることができるまちづくり ● まちづくりの担い手になりうる団体、人材を育て、民間企業や住民との連携をさらに促進し、地域の活力の創出と、持続可能な地域づくり
《都市基盤の整備》
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋梁・河川・上下水道、学校・社会教育施設・社会体育施設・設備などの社会インフラについて、計画的な整備、維持管理、長寿命化・耐震化を推進 【具体的な事業】豊井地区まちづくり整備事業、道路橋梁整備事業、都市計画事業、公共下水道事業 等 ● 下松市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通の利用促進 【具体的な事業】コミュニティバス運行事業、交通系 IC カードの普及支援等
《安全・安心に暮らせるまちづくり》
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害への対応力の向上を図るため国土強靱化地域計画を策定し、計画的に避難所整備や情報伝達手段の充実等のハード事業を推進 ● ハザードマップの更新及び周知啓発などソフト事業も実施 【具体的な事業】自主防災組織への補助、災害時避難場所（公園）整備事業、福祉避難所の充実 等
《地域活力の創出と協働のまちづくりの推進》
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と行政が連携し、持続可能な地域づくりを進めるために必要な仕組みの構築やコミュニティの活動拠点の整備に取り組み、地域自治・協働を推進し、地域力の強化、コミュニティの活性化を図る 【具体的な事業】自治会活動支援、多文化共生の推進、男女共同参画推進事業 等 ● 民間活力の利用及び企業との連携により、魅力ある地域づくりを推進 【具体的な事業】民間企業との包括連携協定、ネーミングライツ導入、民間活力導入の検討 等 ● 公共施設の整備・運営にあたっては、公民連携による手法（PFI の活用など）を研究するなど民間事業者と連携 【具体的な事業】民間企業との包括連携協定、民間活力の導入検討 等

出典：下松市「下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年3月）」

②下松市地域公共交通計画	
【策定年月】 令和5（2023）年3月 【計画期間】 令和5（2023）～令和9（2027）年度	
【基本理念・方針】	
未来へつなぐ 住みよいまちの みんなの公共交通	
<ul style="list-style-type: none"> ● これからのまちづくりと暮らしを支える公共交通 まちの変化や、コロナ禍を経た新しい生活様式等の変化に柔軟に対応し、これからのまちづくりと暮らしを支える公共交通を構築 ● 分かりやすく使いたくなる公共交通 積極的な情報提供と利用意識の醸成、デジタル化、バリアフリー化を含む利便性向上によって、選ばれる公共交通を目指す ● 産・官・民のオール下松で支える持続可能な公共交通 交通事業者だけでなく、その他の民間事業者、行政、住民も含めた「オール下松」で力を合わせて持続可能なものにする 	
【将来イメージ】	
【都市づくりに特に関連する方針】	
《これからのまちづくりと暮らしを支える公共交通》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線の維持・強化 ● 支線の維持と見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通結節点の機能の維持・強化 ● 実情に応じた多様な輸送資源の活用

出典：下松市「下松市地域公共交通計画（令和5（2023）年3月）」

③豊井地区まちづくり整備計画

【策定年月】令和2（2020）年5月 【計画期間】令和2（2020）年度～

【基本方針】

- **穏やかに生活できる住宅中心のまちをつくる**
老朽化した建物の更新を促進、住宅と生活に密着した商店等からなる**利便性が良く落ち着いて生活できる住環境の形成**
- **道路・交通環境を改善し、安全・安心に暮らせるまちをつくる**
子どもからお年寄りまで安心して生活できる道路網の整備、計画的に安全な道路・交通環境の整備
- **災害に強いまちをつくる**
水害や地震、火災に対し、防災性の向上に資する都市基盤施設の整備・改善
- **地区コミュニティの活性化を図る**
自治会・地区社会福祉協議会等の地域活動団体などと行政が連携した持続可能なまちづくりの活動で、新しい人の流れをつくることにより、地区コミュニティの活性化を図る

【都市づくりに特に関連する方針】

《幹線道路（都市計画道路）の整備》

- 車両通行の利便性の向上
- 延焼遮断空間の確保
- **歩行者や自転車の交通安全の確保**

《準幹線道路（区画道路）及び生活道路の整備》

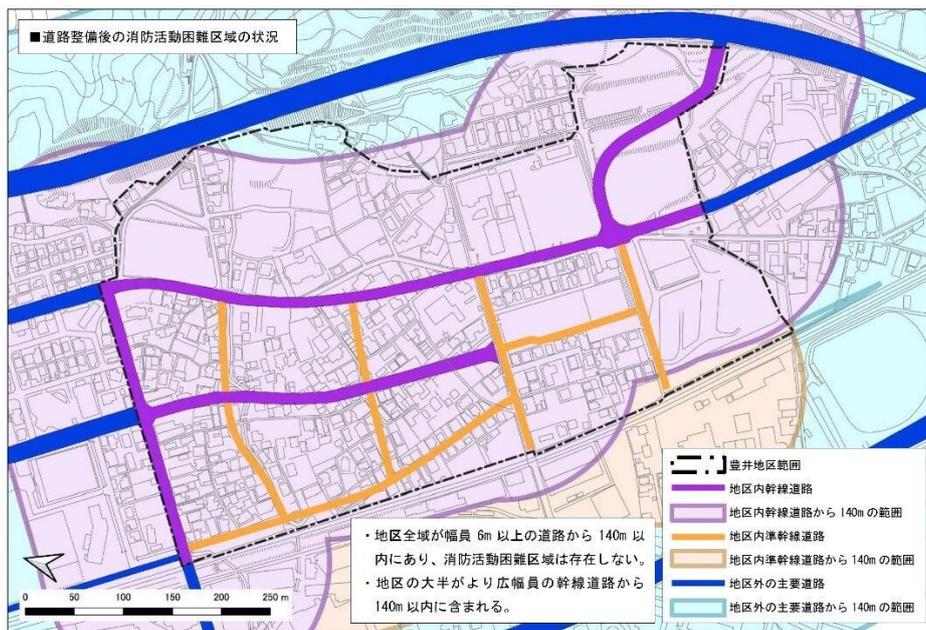
- 緊急車両や福祉車両の円滑な通行の確保
- 安全な避難路の確保
- 老朽化した建物の更新の促進
- **災害時の防災対策（防災性の向上等）**

《公園の整備》

- **災害時の防災対策（避難場所等）**
- **地域コミュニティの活性化**
- 憩いや潤いの場の確保

《公共下水道（污水）及び普通河川大谷川の整備》

- し尿や污水の処理
- 浸水や水害の対策



出典：下松市「豊井地区まちづくり整備計画（令和2（2020）年5月）」

3. 上位計画・関連計画のまとめ

上位計画及び関連計画と、本計画との主な関連事項は次のように整理されます。

表 上位・関連計画と本計画との主な関連事項のまとめ

	計画名	基本理念・方針（将来像）	本計画との主な関連事項
上位計画	①周南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれるにぎわい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導 ●機能誘導と連携した公共交通ネットワークの形成 ●地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため良好な居住環境を備えた都市づくりの推進 ●豊井地区における「豊井地区まちづくり整備計画」に基づいた市街地環境の整備 ●災害リスクを踏まえた都市構造の実現 ●災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理
	②下松市総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自立と個性の発揮 ・市民参加と協働の推進 ・「もの」と「心」の調和 ・柔軟性と先見性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な都市機能の集約等によるコンパクトな市街地形成 ●豊井地区など新たなエリアでの総合的な都市環境整備 ●公共交通と自動車利用が共存するシステムによる利便性の維持・向上
	③下松市都市計画マスタープラン	「美・優・活」都 くだまつ —『星ふるまち』確かな明日へ—	<ul style="list-style-type: none"> ●将来の市街地の範囲は、臨海軸と山陽道軸の中で、現行の市街化区域を基本とする ●シンボルライン上の交通軸機能強化 ●自転車・歩行者交通環境の向上 ●災害に強い都市構造の形成 ●防災に係る体制整備
関連計画	①下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略	都市と自然のバランスのとれた住みよき日本一の星ふるまち	<ul style="list-style-type: none"> ●「コンパクトにまとまったまち」の利点を活かした充実した都市基盤の整備 ●生涯にわたり心も体も健康で幸せに暮らし続けることができるまちづくり ●まちづくりの担い手になりうる団体・人材の育成、民間企業や住民との連携促進による地域の活力の創出と、持続可能な地域づくり ●社会インフラの計画的な整備、維持管理、長寿命化・耐震化推進 ●公共交通の利用促進
	②下松市地域公共交通計画	未来へつなぐ 住みよいまちのみんなの公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線の維持・強化 ●交通結節点の機能の維持・強化 ●支線の維持と見直し ●実情に応じた多様な輸送資源の活用
	③豊井地区まちづくり整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかに生活できる住宅中心のまちをつくる ・道路・交通環境を改善し、安全・安心に暮らせるまちをつくる ・災害に強いまちをつくる ・地区コミュニティの活性化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●利便性が良く落ち着いて生活できる住環境の形成 ●災害時の防災対策（防災性の向上・避難場所等） ●歩行者や自転車の交通安全の確保 ●地域コミュニティの活性化